

指定管理者募集要項

高岡市スポーツ健康センター

高岡市教育委員会生涯学習・スポーツ課

高岡市スポーツ健康センター指定管理者募集要項

第 1 施設概要に関する事項

1 名 称 高岡市スポーツ健康センター（以下「スポーツ健康センター」という。）

2 所在地 高岡市戸出西部金屋 7 4 3 番地

3 設置目的・管理運営方針

(1) 設置目的

スポーツの普及振興を図るとともに、市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与するため、総合的な機能を備えたスポーツの活動の場として、市民の利用に供する。

(2) 管理運営の基本方針

生涯を通じた体力、健康づくりと幅広い年代の交流を図り、元気あふれる健康のまちづくりを推進する施設とする。

4 施設の概要

○高岡市スポーツ健康センター

- ・開設年月：平成 2 5 年 1 1 月（※パークゴルフ場：平成 2 6 年 9 月）
- ・駐 車 場 ： 1 0 1 台
- ・敷地面積：2 6 , 4 7 3 . 0 1 m²
- ・建築面積： 2 , 0 3 2 . 7 8 m²
- ・延床面積： 1 , 9 6 2 . 1 0 m²
- ・施設内容：温水プール・トレーニングルーム・浴室・多目的ホール・交流談話室
教養研修室・会議室 1（ステージ）・会議室 2・パークゴルフ場
運動広場（高岡市戸出大清水 4 8 0 番地：ゲートボール場 2 面、ペタンク場
1 面、管理棟）

5 設備・備品の内容

資料 1 のとおり

6 利用状況等

施設の利用者数（過去3ヵ年）

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
温水プール	6,433 人	7,695 人	8,283 人
トレーニングルーム	2,988 人	3,770 人	3,878 人
浴室	13,440 人	13,132 人	13,653 人
パークゴルフ場	20,825 人	17,502 人	14,951 人

第2 業務内容等に関する事項

1 指定管理者が行う管理の基準

(1) 休業日

火曜日（その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日以外の日）
年末年始（12月29日～1月3日）

(2) 利用期間・利用時間

施設名	利用期間	利用時間
温水プール	通年	午前10時～午後9時（平日） 午前10時～午後5時（日曜日及び休日）
トレーニングルーム		午前9時～午後9時（平日） 午前9時～午後5時（日曜日及び休日）
浴室		午前10時～午後6時 午前10時～午後5時（日曜日及び休日）
パークゴルフ場	4月1日～ 11月30日	午前9時～午後5時 午前8時～午後5時（6月1日～9月30日）
運動広場	通年	午前9時～午後5時

(3) 施設の管理にあたっては、関係法令及び条例等の規定を遵守してください。

(4) 公平性の確保

スポーツ健康センターの管理運営にあたっては、住民の平等な利用について確保してください。（なお、市主催等の公共性の高い利用については、優先的な利用を確保してください。）

(5) 人員の配置及び組織体制

- ・統括責任者として、所長（相当職）を配置しなければなりません。
- ・管理運営業務を効率的かつ適正に行うための組織体制を編成し、開館時間中は、施設内に常時必要な人員を配置しなければなりません。

※施設従事者配置計画……資料2のとおり

(6) 管理の基準に関する提案について

施設を最大限に活用するという観点から、上記で定める管理の基準を上回る基準（利用時間の延長等）で当該施設を管理することを希望する場合は、その内容を提案してください。この場合においても、施設の管理に要する経費については、4(1)で定める指定管理料の範囲内とします。

(7) その他

- ① 高岡市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(以下「手続条例」という。)条例第15条の規定により、指定管理者が行う公の施設の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らすこと及び不当な目的に使用することはできません。
- ② 指定管理者が作成した施設の管理にかかる帳簿書類は、その年度終了後、5年間保存するものとします。

2 指定管理者が行う業務の範囲・内容（詳細は別添「仕様書」参照）

- (1) スポーツ健康センターの事業の実施に関する業務
- (2) スポーツ健康センターの利用の許可に関する業務
- (3) 利用に係る料金の収受及び決定に関する業務
- (4) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (5) 高岡市戸出中田地区老人福祉協議会の活動や運営に関する業務
- (6) 各種団体との連絡・調整に関する業務
- (7) 上記以外で仕様書に記載する業務
- (8) その他

- ① 指定管理者の業務については、この募集要項に示す内容及び申請者から提案のあった内容に基づき、市と指定管理者とが協議のうえ決定し、協定を締結することとします。
- ② 管理に係る業務を一括して第三者へ委託することはできませんが、警備、清掃、機械設備のメンテナンス等、個々の業務を部分的に第三者へ再委託することは妨げません。

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

4 管理に要する経費

(1) 指定管理料の額

スポーツ健康センターの管理に要する経費は、市が支払う指定管理料、スポーツ健康センターの利用料金収入等によって賄うこととします。このうち、市が支払う指定管理料の額については、次に定める基準価格の範囲内で、応募事業者から額（1年分）の提案を求めます。

市からの指定管理料の額は、申請時に事業計画書で提示された額に基づき、指定管理者と市との間で締結する協定書で定めます。なお、指定期間中の指定管理料は、予算額以内で毎年度市と協議した額となりますので、申請時に提案された額を下回ることがあります。

<特別な事由が発生した場合の指定管理料>

- ・施設の改修工事等の特別な事由により、長期間の休館等が予め想定される年度の指定管理料については、双方協議のうえ、年度協定でその額を定めることとします。

- ・ 指定管理料の基準額 (単位：千円)

年 度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	令和 1 1 年度	令和 1 2 年度	合 計
管理に要する経費 (A)	47,791	47,657	47,661	47,756	47,535	238,400
利用料金収入見込額 (B)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	50,000
基 準 額 (A-B)	37,791	37,657	37,661	37,756	37,535	188,400

※ 管理を要する経費には修繕費を含む。

※ 利用料収入及び管理運営費の実績（令和4年度～令和6年度）・・・資料3のとおり

- ・ 指定管理料の支払方法については、別途、市と指定管理者とで締結する協定書で取り決めます。

(2) 修繕について

- ・ 1件30万円未満の修繕（施設の劣化した部分・部材又は低下した性能・機能を現状又は実用上支障のない状態まで回復させるものをいう。）については、原則として指定管理者が行うこととします。
- ・ 1件30万円以上の修繕（計画的な改修・大規模な修繕）については、原則として市が執行することとします。

(3) 備品について

- ・ 当該施設の備品については、市で購入することとします。
- ・ 指定管理者が公の施設の管理にあたって、自らの経費で調達した備品を設置しようとする場合は、事前に市と協議することとします。ただし、指定期間の満了時等においては、手続条例第13条の規定に基づいて原状に回復する必要があります。
- ・ 指定管理者は、市に帰属する備品について処分を行う必要がある場合は、市と事前に協議し、当該物品の異動があったときは、その都度、市に報告するものとします。

(4) 保険加入について

市では、次の保険に加入しています。場合によっては、指定管理者で新たに加入していただくことになりますのでご注意ください。

- ① 建物総合損害共済（(社)全国市有物件災害共済会）
- ② 市民総合賠償補償保険

5 利用料金制度

- ・スポーツ健康センターについては、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づく利用料金制度を採用します。
- ・利用料金は、高岡市スポーツ健康センター条例第14条第1項の規定により、条例の別表で定める金額の範囲内において指定管理者が教育委員会の承認を受けて定め、徴収した利用料金については、指定管理者の収入となります。

6 利用料金の減免

設置条例等で規定する減免の対象者による利用については、公益上その他特別の理由があるものとして、利用料金を減額し、又は免除してください。

※ 減免基準（条例・規則・要項等） … 資料4のとおり

7 指定管理者と市との責任分担

責任分担については、次のとおりとし、協定により定めることとします。

内 容	市	指定管理者
施設、施設設備・備品の維持管理		○
利用料金徴収、収納		○
施設、施設設備・備品の修繕（1件30万円未満のもの）		○
利用者の事故（利用者への損害賠償）	○	○
大規模修繕（1件30万円以上のもの）	○	
施設の包括的管理責任	○	

8 報告

(1) 定期報告書（月報）の提出

指定管理者は、毎月終了後、定期報告書を提出する必要があります。報告書の詳細については協定により定めることとします。

(2) 事業報告書（事業年度報告書）の提出

指定管理者は、手続条例第8条の規定に基づいて、毎事業年度終了後、事業報告書を提出する必要があります。報告書の詳細については協定により定めることとします。

9 指定管理者による自主事業等の提案

(1) 自主事業

指定管理者が自主事業を行う場合は、次の事項に留意されたうえで、「自主事業に関する提案書」を提出してください。

- ① スポーツ健康センターの設置目的に沿ったものであること。
- ② 他の施設利用者の利用の障害とならないものであること。
- ③ 参加料等の参加者負担がある場合は、その金額が適正なものであること。

市では、提出された「自主事業に関する提案書」の内容を検討し、市の承認した事業に限り実施できるものとします。

(2) 施設内の自動販売機・売店・喫茶室等

- ・指定管理者は、施設内に自動販売機・売店・喫茶室等を設置する場合は、市に対して行政財産の使用許可を申請してください。市は、施設の設置目的や利用者の利便性等を考慮して審査します。許可があった場合、指定管理者は「高岡市行政財産の使用料に関する条例」に基づく使用料を市に納付していただくことになります。
- ・なお、上記の設置等によって相当の利益が見込まれる場合は、その一定額を特定収入として見込んでいただいたうえで、「4 管理に要する経費 (1)指定管理料の額」の提案をしてください。

10 アンケート調査等

- ・指定管理者による公の施設の管理運営によって、住民サービスの向上が図られているかを検証するとともに、業務改善や施設改善を図るため、利用者アンケート等を実施していただきます。具体的な取り組みについて提案を求めます。
- ・アンケート等の結果については、事業報告書に記載していただきます。

11 市による調査・指示等

市は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期すため、指定管理者に対して、手続条例第9条の規定に基づいて、当該管理の業務及び経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をする場合があります。

12 施設管理の継続が適当でない場合における措置

上記11の市による指示に従わない場合、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認められる場合、市は手続条例第10条の規定に基づき、指定管理者の指定の取消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

第3 募集・選定に関する事項

1 申請資格（指定管理者に求める資格・要件）

申請することができるのは、次の要件を満たす法人その他の団体であることとします。

① 法人等の団体であること。

（法人格の有無は問いません。個人による申請はできません。また、グループ応募の場合は、グループを代表する団体及び構成団体を定めること。）

② 団体又はその代表者が次の要件に該当しないこと。

ア 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと。

イ 高岡市から指名停止措置を受けていないこと。

ウ 市税を滞納していないこと。

エ 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続を行っていないこと。

③ 高岡市内に事業所を有するものであること。

④ 団体、団体の代表者又は団体の被用者等が暴力団と不適切な関係を有していないこと。

⑤ その他施設の性質、目的に応じ、管理を行うにあたって不可欠の事項

（詳細は別添「仕様書」参照）

2 募集・選定手続

(1) 募集

① 募集要項、仕様書の配布

ア 配付期間

令和7年9月1日（月）から令和7年9月12日（金）まで

配付時間は、8時30分から17時まで

イ 配付場所

高岡市教育委員会生涯学習・スポーツ課

〒933-8601 高岡市広小路7-50

電話：0766-20-1458 FAX：0766-20-1667

(2) 申請方法

① 提出書類

申請にあたっては、次の書類を提出してください。なお、必要に応じて追加資料を提出いただく場合があります。

ア 指定申請書（高岡市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則様式第1号）

イ 事業計画書

- ・ 基本方針
- ・ 実施計画
- ・ 収支計画
- ・ 業務の実施体制

- ウ 定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類
 - エ 法人の登記事項証明書
 - オ 市税の納税証明書、又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書
 - カ 指定管理者指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに直近3箇年度の収支計算書及び事業報告書
 - キ 暴力団等の排除に関する誓約書及び役員名簿
 - ク その他高岡市教育委員会が必要と認める書類
- ※ 共同体として申請する場合は、その構成員すべての上記ウ、エ、オ、カの書類及び共同体の概要（共同体の代表者、共同体とすることの必要性、管理業務の実施体制、責任分担のわかる書類）を提出してください。

② 提出部数

- ・ 正1部、副1部（片面印刷）

③ 申請先及び申請方法

申請書に必要書類を添付し、次の提出先に持参してください。

（提出先）

高岡市教育委員会生涯学習・スポーツ課

〒933-8601 高岡市広小路7-50

電話：0766-20-1458 FAX：0766-20-1667

④ 提出期限

- ・ 令和7年10月17日（金）17時まで（年末年始及び土曜日、日曜日、祝日を除く。）

⑤ 留意事項

- ・ 申請に係る経費はすべて申請者の負担とします。
- ・ 提出された書類は返却しません。
- ・ 提出された書類は高岡市情報公開条例の対象となり、同条例の規定に基づいて個人・法人に関する情報等非開示とすべき箇所を除き、開示することがあります。

(3) 質疑応答

応募に際してご不明の点等については、令和7年9月26日（金）まで質問を受け付けます。質問書の様式は任意です。

質問は、末尾記載の問合せ先まで、FAX又は電子メールで提出してください。

質問に対する回答は、とりまとめのうえ、質問をいただいた方全員に、10月3日（金）前後にFAX又は電子メールにより送付します。

(4) 説明会の開催

① 日 時 令和7年9月17日（水）15時

② 場 所 スポーツ健康センター会議室2

※ 参加希望の方は、9月12日（金）までに末尾記載の問合せ先までご連絡ください。
申請予定の方は参加してください。

(5) 審査方法及び審査基準

- ・選定は、指定管理候補者選定委員会において書面審査により行いますが、必要に応じて申請者に対して聞き取り審査を行います。
- ・審査は10月下旬に行う予定で、非公開とします。
- ・審査にあたっては、次の審査基準に基づき採点し、最高得点の申請者を選定委員会の選定意見とし、最終的に市において指定管理候補者を選定します。

	審 査 基 準	配 点
1	市民の平等な利用の確保（手続条例第4条第1号）	10
2	公の施設の効用の最大限の発揮（手続条例第4条第2号）	30
3	効率的（経費の節減）な管理（手続条例第4条第2号）	30
4	公の施設の管理を適正かつ確実に行うための財産的基礎及び人的構成（手続条例第4条第3号）	30
	合 計	100

第4 指定・協定に関する事項

1 指定管理者の指定

選定した指定管理候補者については、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づいて市議会の議決を経たうえで、指定管理者として指定します。

2 協定の締結

指定管理者による公の施設の管理に係る細目事項については、市と指定管理者との協定を締結することとします。

① 包括協定

指定期間を通じて適用する事項について包括協定を締結します。主な事項については、次のとおりとします。

- ア 管理業務の範囲及び管理の基準に関する事項
- イ 利用料金及び管理に要する経費に関する事項
- ウ 管理業務に係る個人情報の保護に関する事項

- エ 管理業務に関する情報公開に関する事項
- オ 管理業務に関するリスク分担に関する事項
- カ その他

② 年度協定

年度毎に取り決めるべき事項について年度協定を締結します。

- ア 当該年度の管理業務の内容に関する事項
- イ 指定管理料に関する事項
- ウ その他

第5 その他

1 スケジュール

(令和7年)

9月 1日(月)	募集開始
9月 1日(月)～9月12日(金)	募集要項の配布
9月17日(水)	説明会の開催・質問の受付
9月26日(金)	質問の〆切
10月 3日(金)	質問の回答(予定)
10月 5日(月)～10月17日(金)	申請書提出期間
10月 下旬予定	選定委員会(指定管理候補者の選定)
12月議会	指定管理者の議決(指定管理者の指定)
	債務負担の設定
12月～3月	指定管理者との協議、協定書、告示

(令和8年)

4月 1日	指定管理の開始
-------	---------

2 配付資料

- ・指定申請書類一式

<問合せ先>

高岡市教育委員会生涯学習・スポーツ課

〒933-8601 高岡市広小路7-50

TEL: 0766-20-1458 FAX: 0766-20-1667

(担当: 砂土居)

e-mail: syou-spo@city.takaoka.lg.jp